

特集

安心して暮らす ための健康保険

みなさんは、日本の医療保険制度の仕組みをご存じでしょうか？日本の公的医療保険制度では、誰もがいずれかの健康保険に加入します。お互いの医療費を支え合うこの「国民皆保険制度」は、安心して安全な医療サービスを少ない費用負担で受けることができます。

医療機関で支払う医療費の負担の原則は3割です。では、残りの7割は誰がどのように負担しているのでしょうか。医療機関や薬局で保険証を提示するのはなぜでしょうか。

身近な「健康保険」について、考えてみましょう。

健康保険 ③ の種類

健康保険には、次の3つの種類があります。

①

被用者保険

お勤めの職場で入っている健康保険です。被用者とは、雇用されている労働者のことをいいます。

②

国民健康保険(国保)

自営業の方や職場の健康保険に加入していない方などが加入します。市区町村に担当窓口があります。

③

後期高齢者医療制度

原則75歳以上の方が加入します。都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合と市区町村に担当窓口があります。

年齢や職業によって加入する保険が変わります。



保険料・保険税

①被用者保険

この保険料は、会社と社員（労働者）が半分ずつ負担します。社員負担の保険料は、給料から天引きされます。会社が従業員の負担額と合わせ一括で、毎月健康保険組合や協会けんぽに納付します。

②国民健康保険（国保）

この保険税（料）は、都道府県が算定した標準保険税率を参考に、市区町村が所得割などの計算項目ごとに国保税（料）率（額）を決定します。それらを合計して、世帯ごとの国保税（料）額が決められます。国保の加入は世帯ごとで、国保税（料）を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも国保被保険者がいれば納税（納入）通知書は世帯主に送られます。

③後期高齢者医療制度

この保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、原則として全員が納めます。

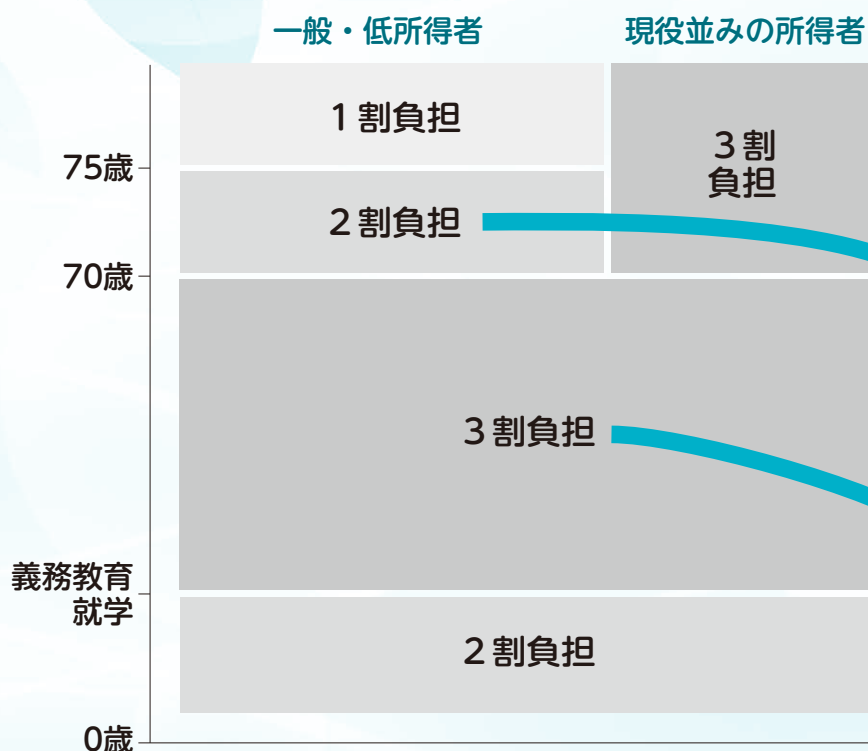


被用者保険の「扶養」とは？

主として被保険者の収入で生計を維持している方について、被扶養者認定を受けると被保険者と同一の健康保険制度を利用できる制度です。認定には、それぞれの健康保険組合や協会けんぽで要件を満たす必要があります。扶養家族の人数によって保険料は変動しません。ただし、40歳～65歳の被扶養者の場合、介護保険料を徴収することがあります。

※国民健康保険（国保）・後期高齢者医療制度には、扶養の制度はありません。

医療費の負担割合



70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変わり、自己負担割合が記載された高齢受給者証が交付されます。医療機関窓口では、保険証と一緒に高齢受給者証を提示します。
※伊奈町の国民健康保険は、保険証と高齢受給者証が一体となっています。

医療費が10,000円の場合、被保険者が3割の3,000円を支払い、加入している健康保険組合が7割の7,000円を支払います。